

～毎月10日は人権を考える日～

「^{ぶらくさべつ}部落差別^{かいしやう}の^{すいしん}解消^{かん}の^{ほうりつ}推進に関する法律」って知っていますか？

部落差別の解消の推進に関する法律が、2016年（平成28年）12月16日に公布、施行されました。現在も存在する部落差別の解消に向けた相談体制の充実や、教育、啓発、実態調査を実施するよう明記しています。

法律のポイント！

「差別はなお存在する」との認識を示しています！



- ◎ 全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重！
- ◎ 部落差別は許されないものである！（「社会悪」）
- ◎ 差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深める



そのために

- ① 「差別を解消するための教育・啓発」
- ② 「相談窓口の設置・充実」
- ③ 「実態調査の実施」

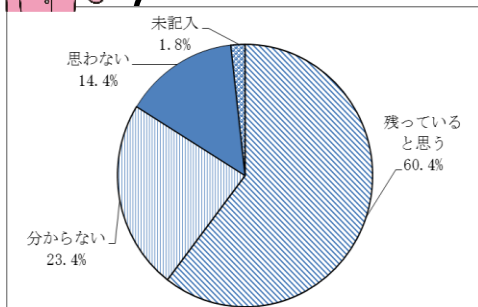
第一条（目的）

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、・・・部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であ・・・もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

◆「現在もなお差別が存在します」

◆ 差別問題は解決に向かっているものの、差別事象は起きており、「差別は過去のもの」ではなく、「現在も存在する」のです。

◆ 日本の法律ではじめて「部落差別」という言葉が使われました。



「人権問題に関する市民意識調査」
(平成26年 西条市教育委員会・西条市人権教育協議会)

インターネット等を使ったものや、差別落書きなど新たな差別の状況も出てきています。

ネット社会では、無知が新たな差別を生みます。「寝た子を起こすな」式の考え方ではなく、「正しく知る」ことが必要ではないでしょうか。

◆ 国は、差別解消に関する施策を講ずるとともに、国と地方公共団体は協力しながら、差別解消のための施策を推進していくこと



第三条（国及び地方公共団体の責務）

国は、・・・部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。